

# ～書類を提出される皆様へ～

令和8年1月1日から運用開始！！

行政書士法の改正により、**非行政書士行為の抑制を図ること**とされたことから、今後の窓口業務は以下のとおり運用させていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

本人が申請する場合及び法律で定めのある場合を除き、**行政書士でない者**が他人の依頼を受け、**いかなる名目によるかを問わず報酬を得て**官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、**行政書士法違反となり刑事罰が科されること**がありますので、御注意ください。

報酬の名称が「手数料」「会費」「コンサルタント料」などであっても、実質的に書類作成を伴う場合は違法行為とみなされます。



## ○今後の運用

- ・窓口における受付簿の記入
- ・行政書士証票、行政書士会会員証又は補助者証の確認
- ・申請書等への行政書士の記名・押印（職印）及び委任状の添付等を確認

※上記確認ができない場合は代理提出とみなし、**補正依頼及び書類返却は申請者御本人様に連絡させていただきます。**

（注）上記の取扱いのほか、各地方局建設部又は各土木事務所は、別に定めを設けて、事務手続きを進めることができます。